4　2(e)又は3の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a)　源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当については、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じて2(e)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(b)　その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、その所得が取得される課税年度の総日数の半数以上の日において2(e)又は3に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。

5　(a)　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii)　当該所得が当該事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii)　当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者の関連企業であって他方の締約国内において事業を行うものから当該他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関連企業が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上に相当する株式）を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、全ての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6　(a)　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。

(ii)　当該所得が(b)(ii)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(iii)　当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。

(b)　一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに掲げる要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とされる。

(i)　当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。

(ii)　当該多国籍企業集団が、五以上の国の法人により構成され、これらの法人のそれぞれが居住者とされる国において事業を行うこと。ただし、これらの国のうちいずれかの五の国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、それぞれ当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

(iii)　当該一方の締約国以外のそれぞれの国内において当該多国籍企業集団が行う事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。

(iv)　当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内から当該居住者が取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。

(v)　(i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。

(vi)　当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であって5に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

(c)　(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得を取得する課税年度の直前の三課税年度について(b)(ii)から(iv)までに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に関する要件のそれぞれを満たしている場合には、当該所得を取得する課税年度について当該要件を満たすものとみなす。

7　一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第十条3、第十一条3、第十二条、第十三条又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8　(a)　この条の規定の適用上、

「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　「株式」には、株式の預託証券又は株式の信託受益証券を含む。

(c)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii)　オランダの金融監督に関する法律第五条の二十六1（又は同法を承継する法律の関連規定）に規定する許可に基づき金融市場庁（又は同庁を承継する当局）による規制に従ってオランダにおいて設立された有価証券市場

(iii)　アイルランド証券取引所、ロンドン証券取引所、スイス証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、香港証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場

(iv)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場